

## 転貸融資における事業主による勤労者の負担軽減措置の内容別状況

(単位：件)

内 容	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
① 割賦償還の開始から5年以上、毎年機構からの借入金相当額に対し、機構が貸し付ける利率から1パーセント相当率（3万円を超えるときは、3万円を限度として計算した利率）を差し引いた貸付利率で貸し付けを行うこと。	90 (60.4)	45 (60.8)	1 (2.3)	1 (2.2)	4 (6.3)	9 (11.8)	9 (14.3)	11 (19.3)	2 (4.3)	1 (3.6)
② この資金と社内融資との併せ貸しを行う場合は、社内融資分の利子を金融機関等の住宅ローンよりも①と同等の援助を行える程度に低利とし、且つ、償還期間を5年以上とすること。	2 (1.3)	4 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.0)	1 (1.6)	2 (3.5)	7 (14.9)	2 (7.1)
③ 割賦償還の開始から5年以内に、④に相当する額以上を一括して支給すること。	4 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
④ 割賦償還の開始から5年以上、毎年機構からの借入金相当額の1パーセント相当額（3万円を超えるときは3万円）以上の額を支給すること。（住宅手当の支給も可）。	52 (34.9)	25 (33.8)	42 (95.4)	44 (97.8)	60 (93.7)	64 (84.2)	53 (84.1)	44 (77.2)	38 (80.8)	25 (89.3)
⑤ 勤労者がこの資金と併せて金融機関等から償還期間5年以上の条件で住宅資金を借り入れる場合、償還の日から5年間、毎年④に相当する額以上の利子補給を行うこと。	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
⑥ 事業主等が住宅または住宅用の宅地（借地権を含む）を分譲する場合は、住宅にあっては譲渡価格の最高限度額から、宅地にあっては時価相当額からそれぞれ③に相当する額以上の額を控除して分譲すること。	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
⑦ 勤労者が事業主等以外の者から、償還期間を5年以上とする償還方法により住宅を取得した場合、償還の日から5年間、毎年④に相当する額以上の利子補給を行うこと。	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計	149 (100.0)	74 (100.0)	44 (100.0)	45 (100.0)	64 (100.0)	76 (100.0)	63 (100.0)	57 (100.0)	47 (100.0)	28 (100.0)

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ